

甲府市議会議員政治倫理審査会 審査結果報告書

1 審査請求内容

(1) 審査請求日

令和7年6月17日

(2) 審査請求者

末木咲子議員、深沢健吾議員、堀とめほ議員、内藤司朗議員

(3) 審査対象議員

村松裕美議員

(4) 審査請求書の内容

村松裕美議員によるSNSの投稿内容は、重大な人権侵害であり、甲府市議会議員という肩書が報道され、甲府市議会としても対応が必要なことから、甲府市議会議員政治倫理規程第4条に基づき、審査請求する。

(別添 審査請求書のとおり)

2 審査の付託

当該事案は、甲府市議会議員審査請求取扱審査会（以下「取扱審査会」という。）の審査を経て、次のとおり議長から甲府市議会議員政治倫理審査会（以下「政治倫理審査会」という。）に付託された。

(1) 付託日

令和7年7月11日

(2) 審査対象議員

村松裕美議員

(3) 審査事項

甲府市議会議員政治倫理規程（以下「政治倫理規程」という。）第3条に規定する政治倫理基準違反について

3 審査結果

(1) 政治倫理規程の目的、趣旨

ア 政治倫理規程は、「甲府市自治基本条例第 16 条の規定に基づき、甲府市議会議員が市民全体の代表者として遵守すべき政治倫理に関し、基本となる事項を定めることにより、議員の政治倫理のより一層の向上を図り、もって市民に信頼される市議会づくりを進め、公正で民主的な市政の発展に寄与すること」を目的としている（第 1 条）。そのため、「議員は、その職責を十分理解し、その使命の達成に努めなければならない」（第 2 条第 1 項）「議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実にその説明を行い、疑惑解明の責務を負うものとする」（第 2 条第 2 項）と定めている。

イ 政治倫理とは、単なる道徳ではなく、政治に携わる者がもつべき職業倫理ないし責任論であり、政治を行うにあたっての行動規範となるものである。

ウ 政治倫理規程は、第 3 条で政治倫理基準を定め、具体的な行為類型を列挙しており、取扱審査会の審査結果において、村松議員の行為は、次に掲げる第 6 号及び第 8 号違反に該当するものとされた。

第 6 号 発言又は情報発信を行うときは、公人としての自覚及び責任を持って行うこと。

第 8 号 法令並びに議会及び委員会等の決定事項を誠実に守り、議員としてその品位と名誉を損なう一切の行為をしないこと。

(2) 政治倫理審査会の審査方針

村松議員は、現在、李琴峰氏から損害賠償請求等の訴訟を東京地裁に提起され係争中であるが、政治倫理審査会は、村松議員の行為について、裁判における法律的な基準ではなく、政治倫理基準に照らし、市議会議員としての倫理的な基準で審査したものである。

(3) 政治倫理基準違反の有無

ア 第3条第6号違反の有無

現在、フェイスブックやX等のソーシャルメディアは、情報を幅広く発信する手段として有効であるため多くの個人や団体が利用しているが、誤って不正確な情報や公序良俗に反するような情報を発信した場合には、情報が瞬時に拡散するという特性から、甚大な損害を生じる恐れがあるとともに、不適切な表現等により、意図せず、特定又は不特定の人たちの感情を害する恐れがある。

議員だからといって、見ず知らずの他人の個人情報を勝手に暴いたり、また、たとえ周知の事実であったとしても個人を特定してSNSに投稿したりする権限はなく、今回の村松議員のSNSでの発信は、見ず知らずの個人の情報を本人の同意なしに投稿したものであり、情報発信の仕方が一方的で過剰である。

こうしたことから、政治倫理規程第3条第6号に掲げる政治倫理基準「発言又は情報発信を行うときは、公人としての自覚及び責任を持って行うこと。」という基準に違反しているものと判断した。

イ 第3条第8号違反の有無

政治倫理規程がその制定の根拠としている甲府市自治基本条例第16条には、市議会の議員の責務として「市議会の議員は、市民の代表者として品位と名誉を保持し、自己研さんに努めるとともに、常に市民全体の利益を行動の指針とし、誠実に職務を遂行します。」と規定されており、市議会議員は、市民全体の利益のために働くべき立場にあることが定められている。

こうした中、村松議員が他人の機微な個人情報を本人の同意なしにSNSに投稿した行為が市民全体の利益のために妥当な行為かどうかは甚だ疑問であり、市議会議員としての職責を逸脱している。

こうしたことから、政治倫理規程第3条第8号に掲げる政治倫理基準「法令並びに議会及び委員会等の決定事項を誠実に守り、議員としてその品位と名誉を損なう一切の行為をしないこと。」という基準に違反しているものと判断した。

なお、政治倫理規程第2条第2項に、「議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、自ら誠実にその説明を行い、疑惑解明の責務を負うものとする。」と規定されているため、なぜこのような行為に及んだのかという弁明をするべきであるが、そうした弁明もされていない。

村松議員は、弁明予定であった第2回政治倫理審査会を、審査会の運営に関する要望が認められず公平性が保たれないとの理由で急遽欠席したが、自身が審査対象である政治倫理審査会の欠席理由としては、あまりに不誠実なものであり、必要があれば政治倫理審査会に出席して主張すべきである。

(4) 講ずるべき措置に係る意見

政治倫理審査会は、前述のとおり村松議員に政治倫理基準に違反する行為があると判断し、市議会議員としてその行為を反省し、職責を果たすべきであるとして、政治倫理規程第11条第1号に掲げる「この規程を遵守させるため警告し、誓約書の提出を求めること。」を同条に規定する意見と決定した。

なお、村松議員の今回の投稿内容は、重大な人権侵害であり、非常に大きな問題であるため、甲府市議会として厳しい対応をすべきであるとして、「議員の辞職に関すること。」とすべきとの意見もあった。

4 審査の経過

(1) 第1回取扱審査会（令和7年6月19日）

- ・審査請求書は政治倫理規程第4条に適合しており有効であることを確認
- ・政治倫理基準に違反する行為の存否及びその取扱いについて協議し、全員が政治倫理基準違反に該当するとの意見に集約された。
- ・次回は、議長への報告案について協議することとした。

(2) 第2回取扱審査会（令和7年7月7日）

- ・第1回取扱審査会の要旨説明（事務局）
- ・議長への報告案を確認した。
 - ①審査請求書は、政治倫理規程第4条に適合しており有効
 - ②公人である市議会議員が、SNS上で不適切な発信を行った行為は、政治倫理規程第3条第6号及び第8号に違反する行為に該当
 - ③政治倫理規程第7条第2号に規定する政治倫理審査会を設置し、当該事案を付託することが相当

(3) 第1回政治倫理審査会（令和7年8月8日）

- ・正副委員長の選任を行った。
- ・取扱審査会による審査結果の報告（事務局）
- ・政治倫理審査会の運営について説明（事務局）
- ・政治倫理基準に違反する行為の存否について協議した。
- ・次回は村松議員から弁明を聴取することを決定した。

(4) 第2回政治倫理審査会（令和7年9月12日）

- ・村松議員から、審査会に対する要望事項が認められないこと等を理由に、政治倫理審査会を欠席する旨の連絡があり、弁明は行われなかった。
- ・審査会は、甲府市議会傍聴規則に準じ、報道の目的によるもの以外の撮影及び録音はできないことを確認した。
- ・会議録については、市議会の会議録の作成の方法に準じて作成することを確認した。
- ・第1回政治倫理審査会の要旨説明（事務局）
- ・村松議員が弁明の機会を欠席したことについて協議し、再度機会を付与する必要はないとの意見が多数であったが、今後申出があれば弁明の機会の

付与について協議することとした。

(5) 第3回政治倫理審査会（令和7年10月10日）

- ・村松議員が政治倫理審査会委員長から暴言を受けたとの件については、正副議長が当事者及び関係者から聞き取りを行い、会派代表者会議に諮って暴言はなかったとの結論に至ったことが報告された。
- ・第2回政治倫理審査会の要旨説明（事務局）
- ・村松議員からの要請のあった「第一回政治倫理審査会の中での発言者からの証拠の提出等を求める要請」については、当該発言は委員個人の見解であり政治倫理審査会で議論する必要はないことを確認した。
- ・村松議員が弁明書とする弁護士から提出された意見書については、形式的にも内容的にも弁明になっておらず、政治倫理審査会が求めるものと趣旨が違い、弁明書として採用することはできないため、資料として扱うこととした。
- ・政治倫理基準に違反する行為の存否について、各委員から意見を聴取した。

(6) 第4回政治倫理審査会（令和7年11月19日）

- ・第3回政治倫理審査会の要旨説明（事務局）
- ・前回の政治倫理審査会における委員の意見を基に協議し、村松議員の行為は政治倫理規程第3条第6号及び第8号の政治倫理基準に違反するものと決定した。
- ・政治倫理規程第11条の規定により、講ずるべき措置に関する意見について協議し、起立採決により同条第1号に規定する「この規程を遵守させるために警告し、誓約書の提出を求めること。」に決定した。
- ・議長への審査結果の報告書の作成は、本日の審査を踏まえ、正副委員長に一任するものとし、事前に委員に配付し、確認を得たうえで議長に報告することとした。

2025年6月17日

甲府市議会議員政治倫理基準違反に係る審査請求書

甲府市議会議長 長沼 達彦 様

請求人

村松 咲子
深沢 健吾
堀 とめほ
内藤 司朗

トランスジェンダーであることをSNSで暴露されたとして、芥川賞作家の李琴峰さんが、投稿者である本市議会の村松裕美議員を相手取り、550万円の賠償と投稿の削除を求める訴訟を東京地裁に起こした。村松議員は李さんについて「身体が男性で手術もしていません」などと投稿したと報じられており、投稿の事実について村松議員も、本議会による聴取などで認めている。

【資料1】山梨日日新聞、【資料2】朝日新聞、【資料3】毎日新聞記事、

【資料4】産経新聞、【資料5】SNSでの投稿

資料省略

性的指向・性自認を本人の同意なしに暴露する「アウティング」は、人格権、プライバシー権などを著しく侵害するものであって、断じて許されるものではない。市民の誰一人置き去りにすることのない社会の実現と、市民福祉の向上に寄与することを掲げた「甲府市議会基本条例」の精神に反するとともに、「議員としてその品位と名誉を損なう一切の行動をしないこと」を掲げた「甲府市議会議員政治倫理規程」に抵触する行為である。村松議員の今回の投稿内容は、重大な人権侵害であることが明確であること、また甲府市議会議員という肩書きが報道され、甲府市議会としても対応が必要なことから政治倫理審査会の審査対象となることは、明白である。

よって、甲府市議会議員政治倫理規程第4条にもとづき、審査を請求する。

以上

